

環境省令第十五号

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第二項第一号の規定に基づき、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月十一日

環境大臣 若林 正俊

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三一・二・三・七・八 五塩化ジベンゾフランの項中「〇・〇五」を「〇・〇三」に改め、同表二・三・四・七・八 五塩化ジベンゾフランの項中「〇・五」を「〇・三」に改め、同表八塩化ジベンゾフランの項、八塩化ジベンゾパラジオキシンの項及び三・四・四・五 四塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇一」を「〇・〇〇〇三」に改め、同表三・三・四・四・五・五 六塩化ビフェニルの項中「〇・〇一」を「〇・〇三」に改め、同表二・三・四・四・五 五塩化ビフェニルの項及び二・三・三・四・四 五塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇一」を「〇・〇〇〇三」に改め、同表二・三・四・四・五 五塩化

に改め、同表二・三・四・五 五塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇五」を「〇・〇〇〇〇三」に改め、同表二・三・四・五 六塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇〇一」を「〇・〇〇〇〇三」に改め、同表二・三・四・五 六塩化ビフェニルの項及び二・三・四・五 六塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇五」を「〇・〇〇〇〇三」に改め、同表二・三・四・五 七塩化ビフェニルの項中「〇・〇〇〇一」を「〇・〇〇〇〇三」に改める。

様式第六別紙一を次のように改める。

## 規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8 TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDF			0.03	
	2, 3, 4, 7, 8 PeCDF			0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9 HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0003	
Total PCDFs					
ポリ塩化ジベンゾゾーパラジオキシン	2, 3, 7, 8 TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0003	
	Total PCDDs				
Total (PCDFs + PCDDs)					
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4, 5 TeCB (# 81)			0.0003	
	3, 3, 4, 4 TeCB (# 77)			0.0001	
	3, 3, 4, 4, 5 PeCB (# 126)			0.1	
	3, 3, 4, 4, 5, 5 HxCB (# 169)			0.03	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (# 123)			0.00003	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (# 118)			0.00003	
	2, 3, 3, 4, 4 PeCB (# 105)			0.00003	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (# 114)			0.00003	
	2, 3, 4, 4, 5, 5 HxCB (# 167)			0.00003	
	2, 3, 3, 4, 4, 5 HxCB (# 156)			0.00003	
	2, 3, 3, 4, 4, 5 HxCB (# 157)			0.00003	
	2, 3, 3, 4, 4, 5, 5 HpCB (# 189)			0.00003	
Total コプラナーPCB					
Total ダイオキシン類					

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 。) 排出水の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあっては、 $\text{pg TEQ}/\text{L}$ 。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ}/\text{g}$ 。)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格 K 0311 又は K 0312 によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

### ( 経過措置 )

第二条 この省令の施行前にダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項又は第二項の規定により行つた測定に係る同条第三項の規定による報告は、この省令による改正後のダイオキシン類対策特別措置法施行規則第八条の規定にかかわらず、この省令による改正前の様式第六による報告書によってしななければならない。